

公共ますの維持管理に関する費用負担区分

各宅地からの下水の排除については、宅内排水設備を市が管理する公共ますに接続し、取付管を経由して下水道本管に流れています。そのため、公共ますから下水道本管までの施設は市の管理となります。土地利用の変更や破損等による補修、交換及び維持管理における費用負担の区分については、以下の表のとおり対応が異なりますので、内容をご確認いただき、不明な点がございましたら市下水道担当部署までご連絡ください。

施工内容	具体例（要因など）	費用負担区分
公共ます・蓋 補修または交換	不明水や老朽化対策として計画的な改築工事を実施する場合	市
	外的要因が特になく、経年劣化により破損した場合	市
	住宅系用途（専用住宅や共同住宅など）の宅地において、乗用車の走行や駐車等により破損した場合	市
	非住宅系用途（月極など貸駐車場も含む）の土地において、車両の走行や駐車等により破損した場合	個人（原因者）
	建物解体、整地作業、建築・外構工事における建設機械や足場等仮設工事などの影響により破損した場合	個人（原因者）
公共ます・蓋 高さ調整または構造変更	建替えなど土地利用の変更に伴い計画地盤高に合わせた公共ますの嵩上げまたは嵩下げをする場合	個人
	土地利用の変更や外構工事などの都合により、小口径ますや防護蓋等に仕様を変更する場合	個人
	土地の売買や建替えなどの都合により、既存の公共ますの位置を変更（移設）する場合	個人
公共ます 詰まり	取付管及び本管に異常箇所があり、公共ますで詰まりが発生している場合	市
	不適切な排出物（紙おむつ、布、油など）により公共ますで詰まりが発生している場合	個人（原因者）
	民地樹木の根が公共ます内に侵入したことにより詰まりが発生している場合	
	※民地樹木根による詰まり対応については、初回のみ市で対応しますが、2回目以降は個人対応となります。 そのため、原因となる樹木の移植や伐採について、個人での対応をお願いしております。	市／個人
	建物解体や整地作業時における排水設備の閉塞未処理や公共ます内への直接土砂流入により公共ますで土砂が堆積している場合	個人（原因者）

※公共ますには詰まりがなく、宅内排水設備で詰まりが発生している場合は、個人での対応となります。

※公共ますに接続している宅内排水設備の破損などの不具合が生じた場合は、個人での対応となります。

【問い合わせ先】

市 対 応（維持管理）：河川下水道施設課 河川下水道施設係 046-225-2363（直通）

個人対応（自費工事）：河川下水道総務課 河川下水道計画係 046-225-2362（直通）